

広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 6 月18日

広島県公安委員会

委員長 水 野 勝

#### 広島県公安委員会規則第9号

##### 広島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

広島県道路交通法施行細則（昭和35年広島県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第4号イ中「300メートル」を「100メートル」に改める。

第8条第1号ア中(エ)を(カ)とし、同アの(ウ)中「第48条の13」を「第48条の14第2項」に改め、同(ウ)を同アの(エ)とし、同アの(イ)中「固定している場合」の次に「（(イ)に該当する場合を除く。）」を加え、同(イ)を同アの(ウ)とし、同アの(ア)の次に次のように加える。

(イ) 16歳以上の者が幼児2人を幼児2人同乗用自転車（運転者のための乗車装置及び2の幼児用座席を設けるために必要な特別の構造又は装置を有する自転車をいう。）の幼児用座席に乗車させる場合

別表第1 下肢不自由の項中「1級から3級の1までの各級」を「1級から4級までの各級」に、同表乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の項中「1級から2級までの各級」を「1級から4級までの各級」に改める。

附 則

この公安委員会規則は、平成21年7月1日から施行する。